

# 東京三友国際学院 学則

# 東京三友国際学院学則

## 第1章 総 則

### 第1条（設立理念）

日本語教育を通して日本社会、日本文化への理解を深め、他者との共生を図り、課題解決の力を身に付ける学生を育成することを基本理念とし、設立するものである。

### 第2条（名称）

本学は、「東京三友国際学院（とうきょうさんゆうこくさいがくいん）」と称する、

英文名称は TOKYO SANYU INTERNATIONAL SCHOOL とする。

### 第3条（設置場所）

本学は、東京都北区東田端一丁目7番2号に置く。

## 第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

### 第4条（コース・修業期間・収容定員）

本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

部名	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
第1部	進学2年コース	2年	20名	1クラス	4月生 …20名
	進学1年9カ月コース	1年9ヶ月	20名	1クラス	7月生 …20名
	進学1年6ヶ月コース	1年6ヶ月	20名	1クラス	10月生…20名
	小 計		60名	3クラス	4月生 …20名 7月生 …20名 10月生…20名
第2部	進学2年コース	2年	40名	2クラス	4月生 …40名
	進学1年6カ月コース	1年6ヶ月	20名	1クラス	10月生…20名
	小 計		60名	3クラス	4月生 …40名 10月生…20名
計			120名	6クラス	

## 第5条（始期・終期等）

- 1 本学の各コースは4月、7月、10月に始まり、3月に終わる。
- 2 前項の期間を分けて、次の2学期とする。
  - (1) 第1学期 4月1日から9月30日まで
  - (2) 第2学期 10月1日から3月31日まで

## 第6条（休業日）

- 1 本学の休業日は、次のとおりとする。
  - (1) 土曜日及び日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
  - (3) 春季休業 3月下旬から4月上旬まで
  - (4) 夏季休業 8月上旬から8月下旬まで
  - (5) 冬季休業 12月下旬から1月上旬まで
- 2 前項(3)から(5)の休業日の始期及び終期は、校長が年度ごとに別に定める。
- 3 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、第1項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。
- 4 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。
- 5 前項の場合、非常災害その他の事情による被害が発生するおそれがなくなった事を確認した後、補習授業を行う。その場合、詳細についてはその都度該当者に伝える。

## 第7条（授業の終始時刻）

授業の終始時刻は、次のとおりとする。

### (1)第1部

第1時限 09：00～09：45

第2時限 09：50～10：35

第3時限 10：45～11：30

第4時限 11：35～12：20

### (2)第2部

第1時限 13：20～14：05

第2時限 14：10～14：55

第3時限 15：05～15：50

第4時限 15：55～16：40

- 2 校長が必要と認めるときは、前項の時刻を変更することができる。

### 第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

#### 第8条（教育課程）

本学の各コースの教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は、45分とする。

(1) 進学2年コース

2年で1,520時間とし、週当たり授業時数20時間とする

(2) 進学1年9か月コース

1年9か月で1,330時間とし、週当たり授業時数20時間とする

(3) 進学1年6か月コース

1年6か月で1,140時間とし、週当たり授業時数20時間とする

#### 第9条（学習の評価）

学習の評価は、試験成績、出席状況、授業態度等を総合判断し決定する。

評価は以下に示す通り、5段階評価とする。

評定	達成率	合否
A	90%以上	合格
B	80%～89%	合格
C	70%～79%	合格
D	60%～69%	合格
E	60%未満	不合格

#### 第10条（教職員組織）

1 本学には以下の教職員を置く。

(1) 校長

(2) 主任教員

(3) 教員 6名以上（主任教員を含む、うち専任3名以上）

(4) 生活指導担当者 1名以上

(5) 事務職員 2名以上（うち専任1名以上）

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する

## 第11条（学校自己点検・評価）

教育水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動（教育理念、教育目標、学校運営、教育活動、学習成果、学生支援、学生募集・受入、教育環境、財務、社会貢献・地域貢献、法令遵守）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を本学のホームページにおいて公表するものとする。

## 第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

### 第12条（入学資格）

1 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者又は修了する見込みの者。
- (2) 年齢が17歳以上の者
- (3) 正当な手続によって日本国への入国を許可され又は許可される見込みのある者
- (4) 本学の理念及び教育方針に賛同し、勉学への意欲と勤勉性を有する者
- (5) 信頼のおける保証人を有する者
- (6) 入学後の学習及び生活に必要な資金を用意できる者、または入国後の経費を生徒本人に代わって支弁できる経費支弁者を有する者。

2 前項の条件に限らず、出入国在留管理庁より在留資格に問題がないと認められた者は、校長は入学を許可することができる。

### 第13条（入学時期）

本学への入学は年3回とし、その時期は4月、7月、10月とする。

### 第14条（入学手続き）

1 本学への入学手続きは次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第21条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第21条に定める納付金を納め、必要な書類を提出し、入学の手続きをしなければならない。
- (4) 指定期日までに納付金及び必要書類の提出がない場合は、入学を取り消す。

## 第15条（休学・復学）

- 1 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、10日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。
- 2 校長は、疾病のため就学することが適当でない認められる生徒に対して、休学を命ずることができる。
- 3 休学した者が復学しようとする場合は、診断書その他必要書類を添えて復学願いを提出し、校長の許可を得て復学することができる。

## 第16条（出欠の扱い）

- 1 以下の場合、欠席とはみなされない。

### ① 忌引

家族・親族が亡くなった場合、通夜・告別式への出席等は「忌引」とする。忌引の日数は、原則として5日以内とし、遠隔地の場合は校長の判断により往復に必要な日数を加算する。家族の範囲については、校長が判断するものとする

### ② 出席停止

学校保健法に定められた「学校伝染病」に罹患し、医師の診断により出席が不可能な場合は「出席停止」とする。「学校伝染病」は、公益法人日本学校保健会が定める一覧（別紙）に依るものとする。

### ③ 休校（学校閉鎖・臨時休校）

原則として、在校生徒の過半数以上が学校伝染病に罹患した場合、感染の拡大防止のため休校（学校閉鎖または臨時休校）とする。休校の措置は校長が判断するものとし、全校生徒を「出席停止」とする。

### ④ 公欠

以下の場合には「公欠」となる。

- ・学校からの治療勧告にもとづき病院に通院する場合
- ・進学や就職等にかかる各種試験や手続きの場合

- 2 入学式、卒業式に出席できる状態であるにもかかわらず出席しなかった場合は欠席とする。

## 第17条（退学）

- 1 やむを得ない事由により自主的に退学しようとする者は、その事由を記載した退学届を提出し、校長の許可を受けなければならない。
- 2 校長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対して、退学を認めることができる。
  - (1) 健康上の理由により、就学が困難な者
  - (2) 許可された休学の期間を越えて、なお就学ができない
  - (3) 経済的理由で留学の継続が困難になった場合

- (4) 学習意欲が低下し、留学の継続が困難になった場合
- (5) その他、自主退学が妥当と判断される場合

#### 第18条（卒業の認定）

校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

#### 第19条（褒賞・奨学金）

- 1 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。
- 2 校長は、出席状態が優良な生徒、成績優秀な生徒に対し、在学中及び卒業時に奨学金を支給することができる。

#### 第20条（懲戒処分）

- 1 生徒が本学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は当該生徒に対し懲戒を行うことができる。
- 2 懲戒処分の種類は、訓告、退学及び除籍の3種とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
  - (4) 本学の秩序を乱し、その他生徒としての本分に著しく反した者
  - (5) 虚偽の事実に基づき、入学したことが判明した者
- 4 前項の除籍は学費を滞納し納付の見込みがないと判断された者をいう。見込みについての判断は校長が行う。

### 第5章 生徒納付金及び返金規定

#### 第21条（生徒納付金）

本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

- |               |                |
|---------------|----------------|
| (1) 選考料       | 30,000 円（選考時）  |
| (2) 入学金       | 50,000 円（入学時）  |
| (3) 授業料       | 636,000 円（1年分） |
| (4) 教材費       | 30,000 円（1年分）  |
| (5) 健康診断/傷害保険 | 20,000 円（1年分）  |
| (6) 課外活動費     | 10,000 円（1年分）  |
| (7) 消費税       | 合計額の10%        |

## 第22条（学費等の返金）

生徒納付金を納めた後、やむを得ない理由により退学手続きを完了した場合、以下の規定に従い返金する。

学費等返金に関する規定：別紙

## 第23条（各種証明書の発行と発行手数料）

証明書の発行は「証明書発行願」を提出しなければならない。

証明書は「出席・成績証明書」、「在学証明書」、「卒業見込証明書」、「卒業証明書」

「その他の証明書」である。

なお、証明書発行手数料は一通につき、500円とする。

## 第6章 その他

### 第24条（健康診断）

健康診断は、毎年1回、実施する。

### 第25条（防災訓練）

地震や火災などに備え、1年に1回以上「防災学習」、「防災訓練」、「防災体験学習」等を実施し、防災に関する知識と意識を持つように努力する。

### 第26条（災害時の事業継続計画）

地震等の自然大災害発生時においても事業継続（学校の継続運営）が可能になるよう、対応準備を事前に計画しておく。

一般社団法人日本語学校ネットワークが創設する災害時等における転学支援に関する互助制度に加盟し、在籍する学習者のうち学習継続を希望する者に対する転学支援を行う。

### 第27条（ハラスメント防止）

ハラスメント防止に努める。

附 則 この学則は、2020年4月1日から施行する。

2025年4月1日 学則改定及び施行。